

鎌倉プライエムきしろ
居宅介護支援重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	社会福祉法人きしろ社会事業会 鎌倉プライエムきしろ
所在地	神奈川県鎌倉市関谷1781 Tel 0467-48-2101 Fax 0467-48-2105
事業者指定番号	1472100088
管理者	丸山 真理子

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	職員の管理及び業務を一元的に行う	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	利用者の居宅サービス計画を作成します	4名(常勤兼務1名 常勤専従3名)
併設事業	特別養護老人ホーム 鎌倉プライエムきしろ 鎌倉プライエムきしろ 短期入所生活介護(介護予防)短期入所 鎌倉プライエムきしろ 通所介護・生活介護 鎌倉プライエムきしろ 計画相談支援	

3 サービス提供地域 鎌倉市

4 サービス提供時間

区 分	月～金曜日	土、日曜日	祝祭日
提供時間	9:00～17:30	9:00～17:30	9:00～17:30

注) 年末年始(12/30～1/3)は休みとなります。但し、24時間常時連絡は可能です。

5 居宅介護支援の提供方法

- (1) 介護支援専門員は身分を証する書類を携帯し、初回訪問時または利用者若しくはその家族から求められた時は、これを提示するものとします。
- (2) 指定居宅介護支援の提供を求められた時には利用者の被保険者証により被保険者資格と要介護認定の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間を確かめます。
- (3) 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (4) 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する一か月前には行われるよう必要な援助を行います。
- (5) 要介護認定等を受けた者の居宅介護サービス計画の作成を利用者若しくはその家族の意思を尊重して医療保険サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、被保険者の承認を得て総合的・効率的に行い、サービス提供の手続きを行います。
- (6) 事業所は、以下のいずれかに該当するような正当な理由がなく業務の提供を拒否することはできません。
 - イ 正当な理由とは介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護認定等の程度を増進させたと認められたとき。

- ロ 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- ハ 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を鎌倉市に通知致します。

6 居宅介護支援の内容

(1) 居宅介護サービスの作成

[居宅介護サービス計画の担当配置]

- イ 介護支援専門員は居宅介護サービス計画の作成に関する業務を行います。

[利用者等への情報提供]

- ロ 居宅介護サービス計画作成開始にあたっては、利用者及び家族に対し当該地区における指定居宅サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料等の情報を提供し、利用者又はその家族がサービスの選択を可能とするように支援します。

[利用者の実態把握]

- ハ 介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するために解決すべき課題を把握します。又、独自のアセスメント方式にて課題分析をします。

[居宅介護サービス計画の原案作成]

- ニ 介護支援専門員は利用者、家族の希望並びに利用者について把握した課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅介護サービス計画の原案を作成します。

[担当者会議]

- ホ 介護支援専門員は、サービス担当者会議を開催し、当該居宅介護サービス計画の原案内容について、主治医及びサービス提供者から専門的な意見を求めるものと致します。

[利用者の同意]

- ヘ 介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画書に基づき、サービスの種類、内容、費用について説明し、文書により利用者の同意を得て交付します。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅介護サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握および利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅介護サービス計画の変更、指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。又、最低限、月に一回のご自宅訪問を実施します。

(3) 介護保険施設の紹介等

- イ 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他便宜の提供を行います。

- ロ 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行います。

7 利用者負担金

- (1) 事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。居宅介護支援については、法定代理受領サービスである場合は、介護保険から10割給付されますので自己負担はありません。
- (2) 当事業所では特定事業所加算Ⅱを算定しています。
 ※特定事業所加算とは、中重度者や支援困難ケースへの積極的対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

鎌倉市地域加算：1単位あたり11.05円

居宅介護支援費 (I)	要介護1、2	1,507単位/月	16,652円/月	基本の額に特定事業所加算「421単位/月」を加えた額です。
	要介護3～5	1,832単位/月	20,244円/月	
初回加算	300単位/月		3,315円	個々の状況に応じて算定される加算です。
入院時情報連携加算	(I) 250単位/月		2,763円	
	(II) 200単位/月		2,210円	
退院・退所加算				
(I) イ 連携1回 カンファレンス参加 無	450単位		4,972円	
(I) ロ 連携1回 カンファレンス参加 有	600単位		6,630円	
(II) イ 連携2回 カンファレンス参加 無	600単位		6,630円	
(II) ロ 連携2回 カンファレンス参加 有	750単位		8,287円	
(III) 連携3回 カンファレンス参加 有	900単位		9,945円	
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/回		4,420円	
通院時情報連携加算	50単位/回		552円	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回		2,210円	

8 当法人のサービスの方針等

要介護者の心身の状況に応じて自立した日常生活を営むために、必要な居宅介護支援を提供させて頂くとともに、ご利用者の立場にたって、その提供する支援の評価を行い、必要なサービスを総合的かつ効率的に提供し利用者に満足していただけるよう努めます。

9 秘密保持に関して

- (1) 事業者、担当職員又は従業員は、退職後であっても居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

10 虐待防止のための措置について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待を防止するための対策を検討する委員会及び研修を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスの選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者又はその家族に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。(別紙1参照)
 - イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス利用の割合
 - ロ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の、各々サービスの同一事業所によって提供されたものの割合
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。
- (4) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治医の意見を求めます。
- (5) 終末期と主治医が判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- (6) 事業者は介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

(Ⅰ) 採用時研修 採用時1カ月以内

(Ⅱ) 継続研修 年2回

- (7) 事業者は、職員の清潔保持及び健康状態について年1回の健康診断で管理を行うとともに、管理者が半年に1回、口頭で健康状態の確認を行います。
- (8) ハラスメントの方針を整備し、事業所におけるハラスメント対策を推進します。なお、利用者等が職員におこなう暴言・暴力・迷惑行為等のハラスメント行為をおこなった場合には、サービスの中止や契約解除等の必要な措置を講じるものとします。
- (9) 感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施する為の事業継続計画を策定し、研修及び訓練の定期的な実施と見直しをします。また、感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、職員への研修及び訓練を定期的に行います。

別紙1) 鎌倉プライエムきしろ居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合（小数点以下切り捨て）

訪問介護	26%
通所介護	36%
地域密着型通所介護	11%
福祉用具貸与	48%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	イザカマクラ材木座 26%	イザカマクラ大船 9%	鎌倉ケアハート訪問介護 9%
通所介護	鎌倉プライエムきしろ 20%	みちテラス 12%	二階堂デイサービス 11%
地域密着型通所介護	レコードブック大船 15%	デイ・西鎌倉 11%	EatgoodFood 鎌倉 11%
福祉用具貸与	メディケアセンター鎌倉 34%	ニッショウ鎌倉営業所 13%	サクラサービス(株)追浜 10%

- ③ 判定期間（令和6年度）
- 前期（3月1日から8月末日）
- 後期（9月1日から2月末日）

1.2 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合せに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

【主治医】

医師名 _____

病院名 _____

連絡先 _____

【救急搬送希望病院】

備考 _____

【緊急連絡先】

① 氏名 _____

連絡先 _____

② 氏名 _____

連絡先 _____

備考 _____

1.3 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- (1) 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (2) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1.4 損害賠償責任に関して

- (1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9項に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

イ 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

ロ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

ハ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

- (3) 利用者および身元保証人についても、自己の責に帰すべき事由により事業者が損害が生じた場合、賠償する責任を負います。

15 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー (苦情受付担当者)	電話番号 0467-48-2101 FAX番号 0467-48-2105 担当者 丸山 真理子 対応時間 9:00~17:30
--------------------------	--

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

鎌倉市介護保険課	電話番号 0467-61-3950 対応時間 8:30~17:00
神奈川県国民健康保険団体 連合会介護保険課 介護苦情相談係	電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15

○ 第三者委員会において苦情申出等ができます。

苦情解決責任者	丸山 真理子 電話番号 0467-48-2101
第三者委員	折田 忠温 電話番号 045-852-5336
	井上 政江 電話番号 046-881-6700
	平本 邦夫 電話番号 0467-24-0844
当法人の概要	名称・法人種別 社会福祉法人きしろ社会事業会
	代表者名 理事長 田尻 充
	所在地・電話 鎌倉市坂ノ下31-5 0467-22-5539
	他の事業所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽費老人ホームきしろホーム ・ 鎌倉プライエムきしろ（長期入所、通所介護事業、生活介護事業、短期入所生活介護事業、短期入所事業） ・ 稲村ガ崎きしろ（長期入所、短期入所生活介護事業） ・ 二階堂デイサービスセンター（通所介護事業・生活介護事業） ・ 地域包括支援センターきしろ ・ 地域包括支援センター鎌倉きしろ ・ みちテラス（通所介護事業・生活介護事業） ・ 鎌倉プライエムきしろ相談支援事業所

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名 鎌倉プライエムきしろ

説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意し文章による交付を受けました。

利用者 氏 名

代理人又は立会人 氏 名